

# 青森県及び新潟県の高病原性鳥インフルエンザ 疫学調査概要について

中丹家畜衛生情報（No. 28-27）

平成 28 年 12 月発行

平成 28 年 11 月 28 日の青森県並びに 11 月 29 日及び 11 月 30 日の新潟県における高病原性鳥インフルエンザの発生に関し、農林水産省が疫学調査チームを設置し、現地調査を踏まえ、その調査概要がとりまとめられましたので、情報提供します。

京都府内の養鶏場も油断できません。鶏舎防鳥ネットの破損の点検と鶏舎出入口での消毒を徹底してください。また、いつもより死亡羽数が多いなどの異常を確認したら、ただちに当所まで通報をお願いします。

## 調査概要ポイント

3農場とも、農場のすぐ側や近隣に、水鳥が飛来する池や沼があり、現地調査の際に多くの水鳥が観察された池もあった。

3農場とも、従業員が家きん舎に入る際の長靴消毒や車両消毒の実施、野鳥等の侵入を防止するための金網の設置など発生予防対策が講じられていたが、家きん舎の壁や金網等の一部に、野鳥を含む野生動物が侵入可能な破損箇所が確認された。

※小まめに修繕を行っていたとしても経年劣化、野生鳥獣による破損は常に生じます！！

- 調査に基づき、特に家きん飼養者が確実に実施すべきこと
1. 家きん舎の周囲を巡回し、家きん舎の壁や金網等の一部に、野鳥を含む野生動物が侵入可能な破損箇所がないか確認し、破損がある場合には修繕を行うこと。
  2. 農場のすぐ側や近隣に、池や沼がある場合には、早急に、かつ、定期的に上記1の確認等を実施すること。

**消石灰の散布など消毒の徹底で最大の侵入防止を！**